

実施地区にお住まいの皆様へ (案)



平成29年11月20日(月)に馬絹4・5・6丁目地区の
住居表示を実施しますので、事前の実態調査に御協力ください！

平成29年5月

各 位

馬絹地区住居表示検討委員会
委員長 田 辺 英 夫

「馬絹地区(2期)の住居表示実施について」のお知らせ

新緑の候、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、馬絹地区にお住まいの皆様の住所は、現在、土地の地番で表しているため、住所が錯綜し、わかりにくくなっています。

そのため、街区符号と住居番号を用いて建物に順序よく番号を付け、住所をわかりやすく表示することで、住民の皆様の日常生活の利便性を向上させるとともに、公共の福祉の増進を図ることを目的として行う住居表示を平成29年11月20日(月)に馬絹4丁目、馬絹5丁目、馬絹6丁目として実施します。

つきましては、住居表示の実施に伴い、平成29年5月中旬から実施地区内にお住まいになっている方や法人などの実態調査(調査方法は、2ページに記載しています。)を行いますので、御理解、御協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

馬 絹 地 区 (2 期) の 住 居 表 示 実 施 予 定		
平成29年	5月中 旬	実態調査開始
	10月20日～	住居番号決定通知書・資料配布(各戸配布)
	11月20日	住居表示実施日

また、住居表示実施に伴う住所変更の手続については、必要事項を3ページ下段に記載しておりますので、御覧ください。

※郵便物は、住居表示の実施後数年程度は旧住所でも配達されます。
また、会社などで使用します新住所の封筒・ゴム印等については、会社などの御負担で作製していただく必要がありますので、予めお知らせいたします。

<問合せ先>

事務局 川崎市市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課
電話 044(200)2736

4ページに実施区域図があります。

実態調査に御協力ください！

☆ 調 査 対 象 者

住居表示実施地区にお住まいの全ての方や事業所等のある全ての法人等が調査対象となります。

※実施地区に住民登録をしていない方や法人登記をされていない事業所等も調査対象になります。

☆ 調 査 内 容

①居住者、事業所等の調査

住居表示の実施後に、皆様が各種の住所変更手続きをしていただく際に必要となる「通知書」及び「住居の表示の変更証明書」（住所の表し方が変わったことを証明するものです）を発行するために、次のような調査を行います。

・住居表示実施地区にお住まいの方

住民登録されている住所と氏名について、表札等で確認します。確認できない場合、直接お尋ねすることもあります。住民登録をしていない方については、住所、氏名、家族構成等をお尋ねいたします。

・住居表示実施地区に事業所等がある法人等

法人登記簿に記載されている住所と事業所名について、表札等で確認します。確認できない場合、直接お尋ねすることもあります。法人登記されていない事業所等については、住所、事業所名を直接お尋ねいたします。

・共同住宅

マンション・アパート等のオーナー及び建物所有者について、直接お尋ねすることもあります。

※調査員がお伺いした際、御不在だった場合には、お知らせを郵便受け等に入れさせていただきますので、お手数ですが御連絡ください。なお、御連絡がなく、調査ができませんと、「通知書」「住居の表示の変更証明書」の発行や住民票等の住所欄の変更等ができない場合がありますので、早急に御連絡くださるようお願いいたします。

②建物・道路の調査

建物に住居番号を付け、市で管理する住居表示台帳を整備するために、建物の主要な出入口の位置、新築及び増改築等が行われた建物の位置や形状等の調査を行います。

☆ 調 査 員

川崎市が委託契約をした〇〇〇〇が調査を行いますので、皆様方のお宅にお伺いいたしましたら、御協力の程よろしくお願いいたします。

調査員は、「川崎市」の腕章を付け、「身分証明書」を携帯しております。

☆ 個 人 情 報 に つ い て

住居表示の実施にあたり、次の関係行政機関並びに主な事業者、住居の表示について正確かつ最新の内容とするための情報提供（世帯主氏名、新・旧住所）をさせていただきます。

（日本郵便株式会社（郵便物関係）、上下水道局 など）

※詳しくは、実施日の約1ヶ月前に配布する「住居表示のしおり」を参照してください。

住所はこうなります！

住居表示を実施すると、住所の表し方は従来のように地番を用いずに、以下に記した決め方により決定した「街区符号」と「住居番号」を用いて表します。

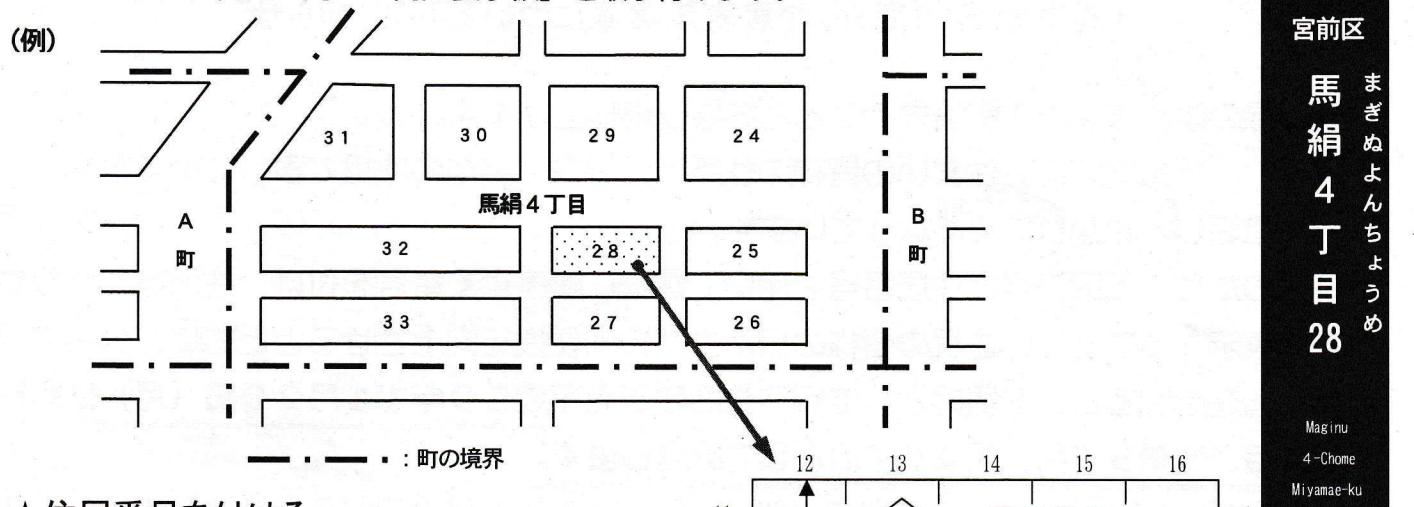
【旧住所】 川崎市 宮前区 馬絹〇〇〇番地〇〇

【新住所】 川崎市 宮前区 馬絹4丁目 〇番 〇号
新町名 街区符号 住居番号

住所はこう決めます！

☆町をいくつかの区画に分ける

町の中を道路や水路などで、いくつかの区画（街区）に分け、順序よく番号（街区符号）を付けます。また、街区の角に「街区表示板」を取り付けます。

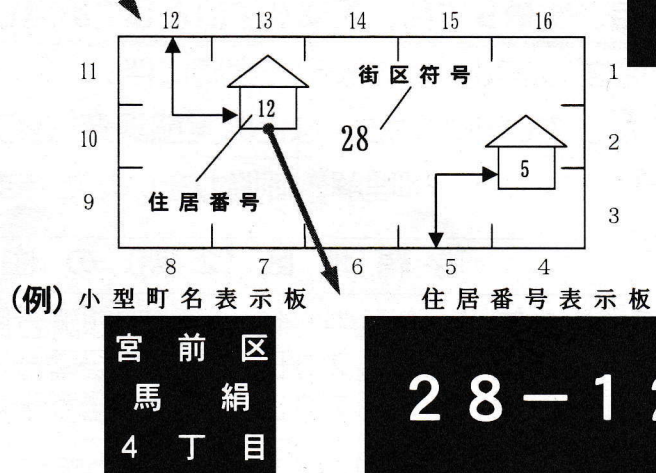


☆住居番号を付ける

原則として、街区の周囲を一定の間隔で区切り、順番に基礎番号を付けます。

住居番号は、建物の出入口がどの基礎番号のところにあるかによって決まります。

玄関や門柱などの見やすいところに、「小型町名表示板」と「住居番号表示板」を取り付けていただきます。



住所変更の手続について

※詳しい内容については、実施日の約1ヶ月前に各戸配布する「住居表示のしおり」に掲載します。

☆手続する必要がないもの

区役所等の官公署で保管している住民基本台帳(住民票)、印鑑登録原票(印鑑証明書)、戸籍、土地・建物登記簿の表題部などは各官公署で住所変更をしますので、個人で手続する必要はありません。

☆手続する必要があるもの

運転免許証、土地・建物の不動産登記物件の所有者、法人登記のある法人の所在地・役員の住所、各種許可証、免許証、資格等及び勤務先、学校、金融関係、生命保険会社、携帯電話などの住所変更については、個人で手続する必要があります。

宮崎台駅
宮崎
宮崎から馬絹6丁目へ編入
(町界の変更箇所)

まぎめろくちょうめ
馬絹6丁目

まぎめぐちようめ
馬絹5丁目

まぎめよんちょうめ
馬絹4丁目

凡例

	実施区域
	新町界
まぎめ○ちょうめ 馬絹○丁目	新町名

宮崎1丁目
宮前平1丁目
馬絹1丁目
馬絹2丁目
馬絹3丁目
東有馬2丁目
野川
棍ヶ谷
武蔵野南線貨物線
馬絹神明神社
馬絹保育園
子育て広場からがら
棍ヶ谷小学校
棍ヶ谷保育園
田園都市線
国家公務員宿舎宮崎寄住宅
宮崎第1公園
宮崎老人福祉センター
五手黒川道路
「馬絹」交差点
宮前地区会館
宮崎小
馬絹小